

平成25年4月26日

各 位

会 社 名 中国電力株式会社
代表者名 取締役社長 苅 田 知 英
(コード番号：9504 東証・大証第1部)
問合せ先 コンプライアンス推進部門マネージャー
(会社法務担当)
櫻 井 俊 和
(TEL 082-544-2727)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成25年6月26日開催の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、社外取締役および社外監査役としてふさわしい人材を確保し、期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を第33条第2項および第42条第2項として新設するものであります。

なお、第33条第2項を新設する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月26日

定款変更の効力発生日 平成25年6月26日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第33条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第33条 <第1項 現行どおり></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条 <第1項 現行どおり></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>